


**横浜事務所** 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

**銀座事務所** 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

“Win Win World”

## 会社税務

### 「欠損填補のための減資」

昨年からの経済不況により多額の損失を計上した会社も多いのではないのでしょうか。このような企業が財務体質の強化等のため欠損填補を行うことがあります。その場合の会計・税務上の処理について考察しました。

会社法上、減資については単なる純資産の部の計数の変動としてとらえ、株式数の減少及び金銭等の払戻しについては手続きが分離されています。従って「資本金の取崩しによる欠損填補」を行う場合は、「資本金」→「その他資本剰余金」→「その他利益剰余金」という取り崩しの流れになります。通常資本金を減少させる場合は、「株主総会の特別決議」が必要となりますが、欠損の額を超えない範囲で資本金を減少させる場合には「定時株主総会の普通決議」で構わないこととなっています。債権者保護手続きとしては、「資本金」から拘束力の弱い「その他資本剰余金」への振替えは債務の返済への支障をきたす可能性から官報公告及び催告手続きを行うこととなっています。また資本金額が変更となるため登記と税務署などへの届出も忘れずに行ってください。税務上の扱いとしては、資本金の減少については、その取り崩しがなかったものとして取り扱われます。また減少した欠損（その他利益剰余金）についても欠損填補前の状態に戻す調整を別表 5(1)利益積立金額で行うことになります。ただし法人事業税については、平成 18 年 5 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から欠損填補に充てた金額を控除することができます。つまり外形標準課税の対象会社では、対象外になる可能性もありますし、外形標準課税の軽減となる可能性があるということです。

## 国際税務

### 「海外で所得に課税された場合の対応」

今回は、国際課税のお話です。IT と物流が進歩したおかげで海外取引が一層身近になり、世界が小さくなったと感じています。皆様のお仕事も仕入、売上あるいは人材発掘など海外との取引を抜きには考えられなくなっているのではないのでしょうか。あるいは、事業進出ではなく資産運用として海外の不動産や金融資産を購入なさる方もいらっしゃることでしょう。

いずれにせよ、海外で所得を得た結果、所得が発生した国で課税されることがあると思います。納税方法は自らの名で申告義務があるか源泉徴収で完了するか、のどちらかが一般的です。

ここで課税関係が終了すれば国際課税を検討するまでもないのですが、海外で納税したはずの所得が日本の申告納税額の計算にも含まれてしまい、いわゆる「国際的な二重課税」として問題視されています。国際的なルールとしても、この二重課税が経済発展を阻害すると認識されていますので、各国の税制や取り交わした租税条約などで二重課税を軽減する制度が採用されています。その方法ですが、国や所得の種類によって次の 2 種類のどちらか一方、あるいはその両方が採用されています。第 1 の方法は自国での納税額から外国税額を控除する外国税額控除方式です。第 2 の方法は国外所得を自国の所得額に加えない国外所得免除方式です。具体的な定義や手続きはそれだけで本 1 冊になってしまいますから、あえてお伝えしませんが、日本は昨年まで外国税額控除方式だけを採用してきました。ところが、今年 3 月の税制改正で、国外に有する子会社からの配当については国外所得免除方式に変更しました。これはコペルニクスの地動説ほどの発想の転換だと思えます。

一点ご留意いただきたいのは、上記説明で「子会社」や「配当」など、理解しやすいように使用した用語は税法固有の規定がありますから、検討の際は必ず税の専門家にお問い合わせください。